

令和2年第2回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和2年6月15日（月）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年6月15日（月）（午前9時03分）
- 4 出席議員 （13名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
総務政策課長	中西 元	税務住民課長	田村 優	保健福祉課長	奥野 良子
産業振興課長	里中 和樹	建 設 課 長	中村 元紀	教育事務局長	中西 豊
上下水道課長	真砂 浩行	防災対策室長	見並 智俊	地域福祉課長	中川 泰成
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 健一	同 書 記	宮本 尚美	同 書 記	村井 摩耶
--------	-------	-------	-------	-------	-------
- 8 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名

8番 北 守 君
9番 坪井 信義 君
 - 第 2. 会期の決定の件 5 日
 - 第 3. 諸般の報告

報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）
報告第3号	予算繰越計算書の報告について（玉城町水道事業会計）
報告第4号	予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）
報告第5号	度会土地開発公社の経営状況について
報告第6号	例月出納検査の結果報告について
 - 第 4. 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正について）
 - 第 5. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）
 - 第 6. 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）

- 第 7. 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第1号））
- 第 8. 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第2号））
- 第 9. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第3号））
- 第10. 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号））
- 第11. 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））
- 第12. 議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
- 第13. 議案第47号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14. 議案第48号 玉城町印鑑条例の一部改正について
- 第15. 議案第49号 町税条例の一部改正について
- 第16. 議案第50号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第17. 議案第51号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第52号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第19. 議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正について
- 第20. 議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）
- 第21. 議案第55号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第22. 議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

（午前9時03分 開会）

◎開会の宣告

○議長（山口 和宏） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第2回玉城町議会定例会を開会いたします。

本定例会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月定例会同等の措置を取らせていただきます。会議中もマスクの着用を義務づけ、飛沫感染防止のために発言の際も外すことのないようにお願いします。また、長時間の密室での会議を避けるため、1時間に1回、15分程度の休憩を挟みます。十分な換気を行うこととします。なお、ソーシャルディスタンスの確保のため、執行部、参与の説明員を最小限の人数に減らしております。また、各議員の席と席との間隔を離しております関係上、マイクの設置のない席がございますので、質疑の際は質問席にてお願いいたします。本来、議場、委員会室での飲食は禁止しておりますが、本定例会に限り水分摂取を許可します。適宜水分の補

給をお願いします。

なお、傍聴に関しましては傍聴者の健康を守る観点から受入れをいたしませんので、ケーブルテレビでご聴取いただくか、ホームページの閲覧をお願いします。

各議員におかれましては会議時間の短縮、円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり町長より定例会招集の挨拶があります。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本年1月31日にWHOが新型コロナウイルス感染症に関してパンデミックを宣言して以来、半年が経過しようとしております。その間、国においては必死の感染防止対策をなされ、5月25日に緊急事態宣言を全面解除いたしました。世界からは日本の封じ込め対策に関して、ジャパン・ミラクルなどと一定の評価がなされております。

県内では知事を筆頭に、積極的かつきめ細かな対策を講じていただいた結果、4月24日の45例目を最後に感染は確認されておられません。このような状況の中、町内においても今日に至るまで感染者が発生していないことは、町民の皆様をはじめ感染症の治療や予防の最前線で昼夜を問わず奮闘いただいている医療従事者の方々や、社会基盤を支えていただいている全ての皆様のご協力のたまものであり、あらためて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

町では1月31日、いち早く新型コロナウイルス対策本部を設置し、これまで18回にわたり会議を重ね、感染拡大防止などの対応に当たってまいりました。最近では議員の皆様や職員による大内山牛乳や南伊勢町のタイ、メロンの購入など感染症の影響を支援しようという協力活動が広がっており、感謝を申し上げます。また、元気回復応援募金箱を窓口に設置するほか、ふるさと納税制度を活用した寄附金サイトを設立するなど、多方面からコロナ対策に備えているところであります。当町ではコロナ対策についてオール玉城で取り組む元気回復G-PLANと名づけ、必要なところに届く施策を中心に、迅速かつ一体的に推進してまいりました。これまで第1号から第3号補正につきましては専決処分とし、円滑に推進できておりますことは、議会の皆様のご理解のおかげであると改めてお礼を申し上げます。今後も感染の状況や国、県の動向により、緊急かつ臨時的に財政措置する必要がある場合は、適宜措置してまいりますので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。さらに、今後はアフターコロナ対策や新生活様式を踏まえた新たな町の戦略が重要となってまいります。早速中期的な視点で今後のまちづくりの方向性を検討していく場を設けてまいりたいと考えております。引き続き町民の皆様のご生命と財産を守るため、アンテナを高く張り巡らし、オール玉城で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

県内の緊急事態宣言は解除されたものの、各地で新たな感染者やクラスターが発生しており、第二波、第三波に備えるため、継続した感染予防対策が求められています。こ

れから夏を迎えるに当たり、町民の皆様には例年より一層熱中症にもご注意いただき、新しい生活様式におきまして熱中症予防行動の実践をお願いをいたします。

また、この場をお借りいたしまして、特別定額給付金の状況についてご報告申し上げます。

町ではオンライン申請を5月8日金曜日から受付を開始し、審査が終了した38件について5月20日に1,000万円を振込いたしました。その後、郵送申請につきましても先月21日に発送し、順次受付を行っています。6月10日までに3,647件、10億570万円を支給いたしました。また、今回は6月19日に給付を予定しており、これを合わせますと4,995世帯、給付額として13億5,310万円となります。進捗率にして87%の方々について振込完了の予定であります。引き続き迅速かつ適正な支給に努めてまいります。町民の皆様におかれましては詐欺などに十分ご留意いただき、感染予防のためにできる限りの郵送申請にご協力をお願い申し上げます。

本議会では専決処分8件、任命同意2件、条例改正6件、補正予算3件、合計19議案についてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

8番 北 守 君 9番 坪井 信義 君

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの5日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては先般配付しました会期日程のとおりでございますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3、諸般の報告をします。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）、報告第3号 予算繰越計算書の報告について（玉城町水道事業会計）、報告第4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）、報告第5号 度会土地開発公社の経営状況について、報告第6号、監査委員から令和2年2月分ないし令和2年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ写しを配付いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正について）

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正について）を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第38号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、一部を除き4月1日に施行されることになりました。これにより直ちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細は税務住民課長から説明をさせます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長、田村優君。

○税務住民課長（田村 優） 税務住民課長、田村。

それでは、議案第38号、専決処分いたしました町税条例等の一部を改正する条例につきまして、補足の説明を申し上げます。

条例改正の趣旨につきまして、議案第38号補足資料新旧対照表に基づきご説明を差し上げますので、ご用意をお願いいたします。なお、地方税法、租税特別措置法などの法律の一部改正等で条項などがずれたことによる町税条例の改正をいたすものにつきましては、説明を省略させていただきます。

この条例の施行期日につきましては、本年4月1日からのものについてのみ専決処分をさせていただいておるところでございまして、その日以後の施行期日になっているものにつきましては今定例会の議案第49号で上程いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、補足資料新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ、条例第36号の3の2の改正でございしますが、この規定は個人町民税

の給与所得者の扶養親族等の申告書に係る規定でございまして、令和元年度の税制改正で一人親控除の創設に合わせて単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等の所要の措置を行ったものでございます。令和3年分の個人住民税から適用されるものでございますが、本年4月1日から支払われる給与につきまして適応されるため、関係する条文の整備を行いました。

続きまして、条例第36条の3の3の改正でございまして、これにつきましては前規定と同様に公的年金等の受給者を対象としたものでございます。

2ページへまいりまして、第48条につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、第54条の改正でございます。

今回の地方税法におきまして、固定資産を使用する者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記をされていない等の理由により、所有者が一人も明らかでない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるようになることに伴う改正でございます。改正前につきましても、使用者を所有者とみなす制度はございましたが、不明である理由がこの場合については震災等に限られていたところでございますが、今回この条件を取り払い適用するケースを拡大しようとするものです。

続きまして、4ページ、条例第61条及び5ページの第61条の2の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、5ページ、条例第96条の改正でございます。

こちらにつきましては、たばこ税の輸出等に係る課税免除の手續の簡素化を行ったものでございます。当町につきましては適用実績はございません。

次、条例第98条、第131条の改正でございまして、今回の条例改正に伴う条文の整備でございます。

6ページへいっていただきまして、条例附則第8条の改正でございます。

こちらにつきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例を、令和6年度まで適用の延長を行ったものでございます。

次、条例附則第10条、第11条の2、第12条、第13条、第15条につきましては、条文の整備でございます。

9ページへまいりまして、条例附則第17条の2の改正でございまして、こちらのほうにつきましては優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例についてでございまして、適用期限が令和5年まで3年間延長されたことによる改正でございます。

最後に、10ページになります。

10ページの第2条関係による改正部分につきましては、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございまして、これは昨年の6月議会で議決いただきました議案第29号の附則の改正となっております。以下の部分につきましては改元対応、年号が変

わったことによりまして条文の整備を行ってございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第39号、玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部の改正に伴い、所要の字句の改正について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案に対しての質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)

○議長(山口 和宏) 次に、日程第6、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第40号、玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、直ちに玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度玉城町一般会計補正予算(第1号))

○議長(山口 和宏) 次に、日程第7、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度玉城町一般会計補正予算(第1号))を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第41号、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は地方創世に関連し、国に申請しておりました関係人口創出・活用支援事業及び農産物の6次産業化推進及び地域商社設立支援事業並びに就労・社会参加促進に向けたコミュニティー推進事業が採択され、4月1日に交付決定をいただいたところであります。本事業については、今年度中の事業完了が不可欠であり、一刻も早く事業に着手する必要が生じてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、休業や失業による生活資金の支援策を講じるとともに、感染防止対策に重点を置きマスクや消毒液など衛生品を配備するため、緊急に予算措置する必要が生じてまいりました。これらのことを踏まえ、どちらも猶予なく事業着手するに当たり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により4月10日に専決処分したものでございます。予算につきましては歳入歳出それぞれ6,800万円を追加し、歳入歳出予算総額を60億3,900万円といたしたものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

6番、山路善己君。

○6番(山路 善己) 6番、山路。

この玉城町一般会計補正予算（第1号）、これも専決処分させてもらいまして、全員に説明を受けることができませんでしたので、確認のために質問させていただきます。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目地方創生推進費、12節委託料ですが、ページ数は8ページです。ここに3つの委託の項目が上がっております。この内容は、今年の3月16日、総務産業常任委員会協議会、その折に玉城町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）で説明をいただきました。恐らく今確定したものができていると思いますが、この案と確定したもの、大きな違いがあればそれを教えてください。なければなしで結構です。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長、中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

お尋ねをいただきました地方創世の推進交付金の事業に関してでございます。

3つの事業につきまして、先だっでご説明申し上げたところから大きく変更するものではございません。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 6番、山路善己君。

○6番（山路 善己） 大きな変更はないということですね。

それでは、この3つの項目、委託をされるのですけれども、委託先にもよると思いますが、かなり玉城町に精通している方たちであれば、ある程度玉城町のことを考えていただけたと思いますが、それは私にも分かりませんが。

それで、若い人たち、これから玉城町に長く住まれる10代、20代、30代、この若い方たち。委託だけではなくこの人たちの意見を聴き、この人たちを交えてこの事業を推進するお考えはございませんか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長、中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

今ほどどのように若手を巻き込んで事業を推進していくのだというご質問かと思いません。

今回、3事業について国にも交付決定をいただきまして、今事業を進めていくというところでございますが、それぞれの事業におきまして、例えば関係人口のほうであれば若者にアンケート調査を取る。というのは、これは町内だけではなく、この関係人口に関しましては外、町外へ流出された方であったりとか、ふるさと納税によって非常に玉城に興味をお持ちの方というようなこともございますので、そういった方にアンケートを取るということも考えてございますし、また6次化の事業に関しましても、当然それは地域の中でそういう地域商社を担う人材を確保していくということですので、そういったような方々とお話をさせていただくということも考えております。また、3つ目の就労に関しましても、当然企業であったりとか働くニーズをマッチングしないといけないというふうな課題を持っておりますので、ワークショップであったりアンケート、

そういったことを取りながら地域の進捗と合わせて事業を推進していきたいというふう
に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 6番、山路善己君。

○6番（山路 善己） 幾つか本当に事業計画の案を見ますと、たくさんあります。この
中で、本当に若い人たちに直接関係あるのはたくさんあると思いますので、アンケート
とかそういったものだけではなく、例えば外部の委託だけではなく、この若い人たちに
100%委託するのも一つの方法かと思います。何せ私らのような年齢を重ねるに従いま
して玉城町に住む日数も減っていくわけですから。若い人たちはこれから玉城に住まわ
れます。その人たちが安心して住めるまちづくりを自分たちの手でつくってもらうのも
一つの方法だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（山口 和宏） ほかにございせんか。

10番、奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 10番、奥川です。

ただいま、この地方創世推進費の3つの大きな委託事業について説明いただきました。
6,800万円のうち国から3,400万円、町税で3,400万円という形で、今後の玉城町の地方
創世について国から認可をされ、この事業を進めるという形になっておるわけでありま
す。

特に、関係人口の創出の活動支援業務委託料です。それと、農産物の6次産業化。そ
れと、勤労社会参加促進に向けたコミュニティー推進業務の委託料という形で、3つの
計画がありますが、それぞれポイントとして狙うところ、目指すところ、これをやるこ
とによって玉城町がどう変わるのかというものを当然お持ちの上でこの計画を委託する
と。そうすると、委託というのはもともと行政側からこういうことをしてほしいのだと、
こういうビジョンを持っているということを明確にうたわないと委託先も困ってしまう
ので、当然その辺のねらいというものはお持ちだと思いますが、この計画を実施するこ
とで玉城町はどう変わるのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長、中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

今ほどこの事業を推進して町がどのように変わっていくのかというご質問をいただい
たところでございます。

この3事業につきましては、第2期の玉城町まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけ
て事業を実施してまいるというところでございまして、まず一番大きくは玉城町の人口
減少問題に寄与する事業というふうなところで位置づけをしたというところでございま
す。具体的にそれぞれの事業の目的というものを持っておりまして、まず関係人口につ
いてというところですが、こちらについては人口を増やしていくということに関しては

非常に時間もかかるし、どこに手立てを施したらいいのだというところが非常に難しい中で、一つ国もおっしゃっております関係人口というところに目をつけまして、定住人口とそれから交流人口の間、玉城町に何らかの関わりを持ったり興味を示していただく、そういった方々にいろいろとアクションを起こして行って、最終的には定住までつながれば一番いいです。定住につながったりとか関わっていただくというふうなところを目指していきたいというふうなところがございます。2つ目の6次産業化につきましては、玉城町の現状を見てみますと、なかなかやはり農業の高齢化、従事者の高齢化であったりとか、なかなか販路開拓がうまくいっていないというふうな現状もございまして、そこで地域商社というものを1つ設立いたしまして、玉城町の農業力、地域力を高めていこうというところがございます。3つ目が就労というふうなところがございますが、こちらについても現状シニアと言われる世代であったり、いわゆる子育て中のお母さん方、ママと言われる方の就労を、何とか就労機会をたくさんつくって行って、玉城に住んでも安心して住めるという環境をつくってまいりたいというふうなところを考えているところがございます。これらその3つをそれぞれ別個のものということではなくて一体的に、例えば関係人口で関わっていただく、それから地域商社のお仕事を就労のほうで担っていただくというふうなことで、それぞれ有機的に連携をさせながら玉城町の活性化につなげてまいりたい、こんなふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 10番、奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 関係人口を増やしていきたいと。いわゆる玉城町に対して関心をもって、玉城町に愛情をもっていただいて支援してやろうかと、こういうことだと思うのですが、今はどこでも大変自分の生活で厳しい状況の中で、そういうものが本当に実現できるのだろうかというふうな思いがしますので、これは絵に描いた餅にならないようにしてほしいなど、こう思います。地域商社というのは当然、農産物の生産もそうだし、今農業等6次産業が必要だというのは本来の生産物だけで生計が成り立たない農家が多くなってきているということが現状なわけでありまして、そこでなぜ収益が上がらないかという、やはり販売とかブランド化とかいうものがあって、その特徴があればまだまだこの玉城町の広い農地が有効に生かせるのかなというふうに思いますが、ここで気になるのは農協もそういう仕事をしているわけですね。農協との絡みというのが非常に難しいのかなと思いますが、そういうことを町で独立して、そんなことできるのかなと、その辺についてどうお考えかというのをお聞きしたいと思います。

あと、シニア、女性で子育てしながら働きたい、そういう環境をつくりたい、これは当然必要なことですが、今現状それが少ないのかと、どう認識されているのか。今現状そういう課題がどれほどあるのかという認識度合いをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長、中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

今ほどご指摘いただきました。奥川議員、JAとの絡みというところと、その就労のミスマッチのところの度合いという2つでよろしかったですね。

それでは、まず1点目が6次産業化、地域商社を進めていくに当たりまして、農協とのすみ分けをどのようにしていくんだというお尋ねかと思えます。

当然、多くの農業者の方が農協にも頼りながら販売をしていくというのが今の現状変わらぬところでもございますし、何も私どもが農協を差し置いてというところもございません。ただ、今現状ある中で、農協に例えば規格外というふうなものがたくさん出てくるかと思えますので、6次産業化というのはそれを価値あるものに変えていくであつたりとか、そういったものにさらに焦点を当ててブランド化をしていくというふうなところで、新たな価値であつたりとか稼ぐ場所というのをつくっていきましょうというふうなところでございます。

2つめの就労についてですけれども、現状そのお仕事についてもどれほどの労働力があつてどれほどの仕事があるかということも、この事業でちょっと詳しく調べていきたいなというふうに考えておりました、なかなか人手不足だというふうな現状の中で、では役場であつたりとか、それから企業にどんな仕事があるのか、これについては農業分野も同じことだと思うのですが、仕事の切り出しというのを少ししっかりここで調査をしていきたいと思っておりますし、その働ける時間帯であつたりとか、どれぐらいの労働力というの、働きたいと思つておられるというふうなことで認識をしておりますが、マッチングができないというのが最大のところかと思っておりますので、ここをうまくつなげる仕組みを作りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長、里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課、里中。

先ほど地域づくり推進室長の中川のほうも申しましたけれども、JAの絡みのことだけ少し。

実際中川室長もおっしゃったように、そのまま売れるものは農協で売ってもらった方がいいのかな、ただ販路開拓は考えていきたいと私のほうも考えていまして、あと地元に残る要はB級品ですか、そちらが違う形で6次化という形で商品などで提供されたり、また実際にフードロスとして残っているようなものについては改めて価値を求めていきたいというようなことを今回ここで考えたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番、奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 6次産業につきましてはB級品ということもありますが、本来はいいものを売って玉城町の知名度を上げる、これが本来の玉城町が世に出る貴重なス

テップかと、こんなふうに思っています。B級品を加工して売るからどうなのだと。それもそれで大事なのですけれども、いい産物をそういう商社を使って、いい付加価値が生めるようなところへ売って、そして玉城町の産物の知名度を上げていく、これが一番ベストやと、こんなように思いますので、その辺をどう頭を切り替えてされるのかということ、3回目最後の質問にしたいと思います。

あと、もう1点は、先ほどJAの関係もそうだし関係人口もそうだし、そして女性の就労環境も今調査をこれを兼ねてやっていくというふうにおっしゃっています。この委託を含めて計画をやっていく。では、その委託先に何を要望するのだと。分析では計画にならないと、あらかじめそういうことが玉城町の中で分析ができていて、こういう方向へもっていきたいのだけどうだろうかと、この計画については今から5年先、10年先にこういう方向へもっていきたいのだというものを出不さないと、先ほど議員も言われましたけれども、一番状況を知っている職員の皆さんが、玉城町の人が総力を挙げてこういう方いたけれどもどうしたらいいというものをしっかりもって、ではここを解決するためにこの委託先にこういう条件でこういう形でやりたいので企画をしてほしい。だから、この計画自体は本来皆さんができたらなあかんわけです。それで、それをどうまとめるか、どう整理するかというところ辺を委託すると、これなら私は分かります。丸投げの委託ではないと思うので。その辺の考え方について説明をお願いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長、里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課、里中。

A級品についてなのですが、先ほど奥川議員もおっしゃったように、これやはりJAとの絡みが一番大事でして、そのJAは一定の販路をもう固定しているようなのです。そこは私どものほうとしまして、例えば柿やイチゴが今出してもらっている市場以外に持って行ったときにどのような価格になるか。そういう調査は今回したいと考えておりますもので、A級品につきましても放っておくわけなく、JAと一緒に一定の数量を違う市場に出してみても市場調査をしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長、中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長、中川。

その調査といいますか現状の把握についてということですが、そういういろいろな事業の中でさらに詳しく調査をするというのは事業の一環ということですので、しっかりと詳しく調べて玉城町にマッチした事業であったり方法を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（奥川 直人） もう質問しませんから、これで終わりますけれども、町長も副町長も先ほど私が申しましたように、その辺についてはしっかり、多額の金額をかけるし、

職員の皆さんの労力もかける。そういった意味で有効に結果が結びつくように、ぜひ支援をしていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。
（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。
以上で本案に対する質疑を終了します。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第41号を採決します。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。
したがって、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第2号））

○議長（山口 和宏） 次に、日程第8、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第2号））を議題にします。
町長より提案理由の説明を求めます。
町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第42号、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算では、国の特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給に関する予算のほか、マスクや除菌液生成機器などの感染防止対策物品の追加配備や、妊婦、一人親、障害児を持つ家庭への支援金、また県補助金の対象外となる店舗を対象とした町単独による協力金の支給など、経済的に不安定な世帯への生活支援緊急対策として、総額16億1,600万円を追加計上し、歳入歳出総額を76億5,500万円としたところでございます。また、深刻なマスク不足に対応するため、町内医療機関や介護福祉施設、清掃業者など必要不可欠な事業者などに対し、約1万5,000枚を配付したところでございます。さらに、マスクde元気プロジェクトをスタートさせ、町民の皆様の多大なご協力を得て、手作りマスクの制作に取り組み、これまで小中学生や保育園児、一人暮らしの高齢者や要介護認定者の方々にお届けしたところでございます。

以上のことを踏まえ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、5月8日に専決処分したものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第2号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第3号））

○議長（山口 和宏） 次に、日程第9、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第3号））を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第43号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本予算では国の地方創世臨時交付金を活用しながら、町単独施策として最も大きな規模で特別対策を講じております。取組につきましては、感染症のステージに合わせて緊急時対応段階、継続回復段階、その中間の段階の3つに分け、全体で計18事業、総額1億1,623万円規模で事業を進めてまいります。本議案につきましても事業の緊急性に鑑み、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、5月25日に専決処分したものでございます。

それでは、事業の主な内容について説明申し上げます。

まず、緊急時対応段階といたしまして、防災活動支援事業では避難所の衛生環境を保つため、簡易間仕切りなどの資材の整備費用を追加計上しております。また、自治区や自主防災組織の感染症対策に対する活動を支援してまいります。

次に、救急対応型雇用創出事業では、雇い止めや内定取消しなど就労機会を失った方々を対象に町が一時的に会計年度任用職員として直接的に雇用するほか、そうした方々の雇用を条件とした事業を企画し発注することで、事業者支援と間接的な就職サポートを両立する事業を実施してまいりたいと考えています。

次に、特別生活支援として、保育所や児童クラブについては、これまで真に保育の必要な方以外の登所を自粛いただいておりますが、この間やむを得ず入所いただいた医療、福祉従事者などの入所者世帯への積極的な支援を行うため、4月、5月分の保育料、授業料、給食費を免除いたします。また、給水を行う全世帯、全事業者について5月から7月検針分の水道料の基本料を免除いたします。さらに、感染症の影響により家計が急変し、経済的に困りの児童、生徒のいる世帯に対し、就学援助の要件を緩和、拡充し、学用品費や給食費などを援助いたします。また、町単独で実施しております第1号補正の生活福祉資金貸付事業については、世帯の困窮状態を勘案し、返済を免除いたします。

次に、緊急回復段階といたしまして、経済情勢の影響を大きく受けている事業者等に対し商工会と緊密に連携し、補償料の助成など経営の継続に向けた支援を行ってまいります。次に、テイクアウト、EC（ウェブショップ化）支援事業では、一連の外出自粛の中、各地でいわゆるテイクアウトの取組が広がっており、当町においても町内飲食店が懸命にアイデアを集めテイクアウト事業に取り組んでおられることを踏まえ、インターネットの活用や統一QRコードを踏まえたキャッシュレス方式の導入など、新たな手法で販売を強化、拡充することにより、経営の持続、発展に向けた事業支援を行ってまいります。次に、EC（ウェブショップ化）支援強化を通じた特産品と魅力発信事業では、町内事業者のインターネットを活用した通信販売のノウハウの向上や新規参入を促進し、新たな販路開拓の経営力の強靱化を支援してまいります。また、感染症対策支援を目的とした新たなふるさと納税サイトを創設し、町の魅力を発信しつつ寄附者を募るとともに、返礼品による事業者の経営支援を行ってまいります。

次に、継続回復段階といたしましては、プレミアム商品券発行事業では、町内で利用できるお得な商品券を発行し、町内の消費を喚起してまいります。また、クラウドファンディング応援事業では、事業所の経営支援を行うため、資金募集に係る手数料や特典に係る経費などについて支援し、寄附の促進策を講じてまいります。また、小中学校の臨時休業対策として、3月の給食中止に係る補償費を計上しております。引き続き町民の皆様のご生命と財産を守るため、オール玉城で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

審議の途中ですけれども、ここで15分の休憩を取らせていただきます。

暫時休憩いたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に続き、審議に入ります。

◎日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号））

○議長（山口 和宏） 次に、日程第10、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号））を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第44号、令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、給水を行う全世帯、全事業所について5月から7月検針分、3か月間の水道基本料金免除を行うものです。本議案につきましても事業の緊急性を鑑み、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、5月25日に専決処分をい

たしたものでございます。

補正予算の内容につきましては、水道基本料金の3か月免除を要する費用1,230万円を一般会計から繰り入れ、水道事業収益総額は補正せず、営業収益で1,230万円の減額、営業外収益で同額の1,230万円を増額し、それぞれ予算額を組み替え補正するものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（山口 和宏） 次に、日程第11、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第45号、令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は令和元年度会計の償還収入に2,658万円の歳入不足が生じたため、令和2年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集す

る時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、5月29日に専決処分をいたしました。なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明をいたさせます。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長、田村優君。

○税務住民課長（田村 優） 税務住民課長、田村。

それでは、議案第45号、令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は令和元年度会計に償還収入に2,658万円の不足が生じたため、令和2年度会計から繰上充用により補填するものでございます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

収入で3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金等貸付金元利収入、2節滞納繰越分におきまして2,658万円を計上いたし、同額を歳出の前年度繰上充用金としたものでございます。

本案につきましては特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、令和2年5月29日に専決処分をさせていただきました。

貸付金の回収状況につきまして、概要をご説明させていただきます。

令和2年度の現年度の償還金につきましては、収入額43万2,528円、未収金が30万372円となっております。回収率につきましては59.02%でございます。徴収につきましては努力をいたしておるところでございますが、過年度分の回収率はほぼ横ばいの傾向で例年続いてございます。引き続き回収率の向上と貸付金の目的返済の義務につきまして理解をいただくよう努力いたしまして、徴収に努めてまいりたいと思っております。

何とぞご理解を賜りご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(山口 和宏) 挙手全員です。

したがって、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

○議長(山口 和宏) 次に、日程第12、議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。なお、補足の説明は省略させていただきます。

○議長(山口 和宏) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

10番、奥川直人君。

○10番(奥川 直人) 10番、奥川です。

議案第46号、玉城町農業委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合ですが、議会の同意を求めるという形になっております。

ちょっと確認をしたいのですが、玉城町は農業立町ということで、水田、いわゆる田んぼと畑を合わせると1,500ヘクタールぐらいあって、優良農地が町の面積の38%ぐらいを占めるのではないかとこのように思っていますが、この優良農地の将来を含めた適正化を進めるための農業委員は定数で14名という形で定めているのですが、その中において過半数は認定農業者が占めなければならないというふうに定められております。また、玉城町の農業政策は総合計画を含めまして、本年度、認定農業者の人数の目標であります。これは60名として規定しております。ほぼ達成に近づいているのかと思いますが、認定農業者育成に取り組んでいる中において、結果としてこの農業委員会の認定農業者が8名、要は14名の過半数ですから、最低8名はいるのだということですが、その8名に満たなくて今現在5名で3名足りないということになっております。農業委員会等に関する法律、先ほど町長が申されました、過半数でなく4分の1にしたいという

議案だというふうに認識をします。

質疑に入りますが、議案で記載の定数14名に占める認定農業者及び認定農業者等に準ずる者の数が5名とありますが、認定農業者等とはどういうことかと。認定農業者に準ずる者とはどんなことか、これを聞きたいと思います。それにも満たないということで、その辺の説明をしていただきたいと思います。

あと、前回事前に説明をしていただいたのですが、資料4の中に農業委員会に関する法律というのがうたわれて、まあこんなものだという形でうたわれておりましたけれども、この農業委員会に関する法律自体の目的、何を目的とした法律なのか。また、農業委員会の役割というのは、その中でどのようにうたわれているのか。そして、農業委員会となるべき任命するための条件、どういう人が任命されなければならないのか。これをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長、里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興、里中。

今、議員仰せの問題について一つずつ説明させていただきます。

まず、認定農業者等なのですが、現在認定農業者になっておる方もあれば元農業をやっていてサラリーマンになったとか、そういう方も等として含まれまして、実際に今農業をやっていないくても過去に農業をやっていた、そういう方々が主には等になっています。

あと、2つ目の農業委員会の目的でございますが、こちらにつきましては農業委員会はその主たる……。

（「準ずる者も聞いたよ」と呼ぶ声あり）

○産業振興課長（里中 和樹） 認定農業者と準ずる者というのは、これが先ほど説明させてもらったように。

（「等は分かったのだけれども、準ずる者とはどういうことなのか」と呼ぶ声あり）

○産業振興課長（里中 和樹） ちょっと待ってくださいね。

10項目ほど幾つかありまして、実際にその計画を立てながら農業を振興していくということを誓いながら進めていくような形の方を、ここには書いてあるのですけれども。例えば大きな会社で農業をやっていて、その法人にお務めの方であるとか、そういう10項目ぐらい、等というか準ずる方として今挙げられております。よろしいですか。すみません。

それで、2つ目の農業委員会は主たる任務としまして、担い手への農地等の利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入などの促進、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが農業委員会の役目とさせてもらっております。

それから、3つ目は……。

（「その目的というのを教えてほしい」と呼ぶ声あり）

○産業振興課長（里中 和樹） 農業委員会の目的は先ほど説明させてもらった。

(「法律の目的」と呼ぶ声あり)

○産業振興課長(里中 和樹) 法律の目的。

すみません。法律の目的も同じでして、農業委員会等に関する法律の中に、先ほど私が説明させてもらった内容が記載されております。よろしいですか。

○議長(山口 和宏) 奥川議員、よろしいですか。

○10番(奥川 直人) 農業委員会の役割。委員となるべき条件。

○議長(山口 和宏) 里中君。

○産業振興課長(里中 和樹) 何度もすみません。産業振興課、里中です。

農業委員の委員となるべき条件につきましては、経営計画を立てまして、その所得の目標、あと従事日数の目標、それらの計画を立てた上でうちのほうで承認して、それを計画をもって進めていく、そういう方々の農業者を認定農業者とさせてもらっております。

以上です。

(「委員となるべき条件。どういう人が委員になるのか。あなた方が委員を選んだのだから、委員とはこういう人なんだということはどういう条件なんだと聞いている。それを任命しようとしとんのやろ」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 書いてあるんやろ。それでよろしやんか。

再度。

○産業振興課長(里中 和樹) 産業振興、里中。

農業委員はなることができないものというのが出ていまして、それ以外はないです。ありません。この委員となることができないのが破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であったり、禁固以上の刑を科されている者。このような方々は農業委員になれませんが、それ以外の方々は農業委員になっていただくことはできます。

以上です。

○議長(山口 和宏) 10番、奥川直人君。

○10番(奥川 直人) この農業委員会に関する法律の目的は、やはり農業の健全な発展のためにこの法律があるということです。農業委員となるべき条件というのは、委員は農業に関する見識を有しとなあかんと。農業に関する見識を有しとって、農地等の利用、最適化推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、職務を適切に行うことができるようなレベルの人じゃなければあかんと書いてあるわけやな。だから、今回任命された方はこれに適合するというふうな見方をしておられるのかどうかというふうな、失礼ですけどもそういうことに当てはまるのかなというふうなことを感じます。これは次の質問のときでも答えてもらったらいので。この委員となるべき条件については私は先ほど述べたので、目的はあるにしても人選の中で全て当てはまるのかなということは、失礼ながらどういうふうな認識でご任命されたのかということ、落ち度はないのかということをお聞きをしたい。

それで、法律の中にも努力せえと書いてあるんです。例えば、農業委員の任命に著しく困難を生ずることとなる場合、今です。地域内の認定農業者及び認定農業者等に準ずる者の数が農業委員会の定数の過半数に満たない場合のほかの場合、これは今の現状です。ね、推薦募集の期間の延長、認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者に対する市町村からの積極的な働きかけなど、相当な努力を行ったにもかかわらず過半数に満たない場合は、その条件に当てはまらないじゃないかと、議会の承認を得て進めようやないかと。ところが、今玉城町は農業立町で担い手が60人ぐらいおるやないかと、そんな中であと3年ぐらい何とかならんのか、どんな努力をしているというのを聞きます。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長、里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長、里中。

委員仰せのように、役場としまして農業委員を選任するまでどのような計画があったかというのを少し説明させていただきます。

まず、農業委員を選任するのに、区長のほうにまず相談をかけさせてもらっております。この農業委員を選任するために、玉城町としましては10月31日と11月1日のこの両日で農業委員会の選任説明会というのをさせていただきました。区長はじめ農事のある地区については来てほしいということを説明させてもらっております。さらに、その説明会に来れなかった方々につきましては、順次電話をもって日程調整をさせてもらった上で個別に対応をさせてもらったのが、10月の終わりから10月の です。区長、農事部長は年で変わりますもので、11月、12月は前区長、1月、2月は新しい区長になりますもので、その旨新しい区長や農事部長のほうにも連絡を取りながら、今回努めさせてもらっていました。さらに、認定農業者という方がその地区にこういう方が見えますという紹介も兼ねてさせてもらいまして、うちとしては認定農業者の選出をお願いしたいという旨も同じように伝えて今に至っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番、奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 玉城町の農業政策をするのは区長なのかと。区長に全てお願いして、それを皆さんはチェックをしなければいけない。お願いした、でも集まらなかった、これは玉城町の大事な農業政策なり土地を有効活用していくために、とても大事な重要な任務を皆さんがお願いするわけですか。それは区長がこんなして出てきませんでしたでは大丈夫なの。皆さんと共にこの玉城町の農業政策を検討していくメンバーやんか。

○議長（山口 和宏） 奥川議員、おっしゃるのは分かんやな。でも、区長はそうやって地域を代表している方やんかな。それでこの説明をもうとるわけやん。

○10番（奥川 直人） だから、僕は里中課長に言うの。

だからそれでいいのかなというのをお答え願いたいと思います。

一つ忘れた。もう一ついい。

この任命するのは、任期が7月19日までであるわけやんか。ということは、まだ時間があるんだから、もう一度検討することは考えないのか。

○議長（山口 和宏） 答弁できますか。

産業振興課長、里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課、里中。

議員仰せのように区長だけでいいのかという面については、私らも集落営農ということを見ると、やはり区長と言えかなり大きな担い手ではないけれども力をもって代表としてもらっていると思っていますので、そこにつきましては区長にお願いして、区長が改めて皆の前でお話をいただきたいということであれば、私のほうも行きます。それは心得ております。

再度ということなのですが、玉城町としてこのように説明会を重ねてきて、今こういうふうに出てきた内容は受け止める必要があるのかと思ひまして、今回議会のほうにお願いをしているという内容になっております。

（「もう終わりだったっけ。もう一回できるの」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 終わりです。3回です。

ほかにございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番、奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 先ほども申し上げましたが、この議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについての議案について反対討論したいと思います。

先ほども質疑の中で申し上げておりますが、我が町は面積の40%の優良農地を有しております。農業振興と健全なる農地利用、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されており、町の自由なテーマであるわけであります。また、そこに認定農業者の育成も長年にわたり取り組んでおります。これらと言いますのは、健全な農地、農地利用を充実させるために、政策づくりは町長、行政、そしてともに専門知識を有する今回任命しようとする農業委員と共に進める農業政策が根幹を成すというふうな重要な役割だと私は認識をしております。農業委員の人選や任命は大変重要な事案であると言えるわけであります。今回、このような重責を果たす農業委員の任命について、先ほど申しましたようにもう一步努力が足りず、今議会で議案に同意をするのではなくて、任期満了までにまだ約一月強時間があるわけであります。もう一度、この件につきましては検討をしていただいて、またその結果臨時議会等で再検討いただくようなことにすればどうかということで、現時点においては反対をさせていただきたいと思ひます。

この重要案件である農業委員の任命まで、先ほど申しました時間があることを含めて、皆様方の今後の農業発展または農地の有効活用に携わる重要な人材を任命するということとなりますので、十分ご理解をいただきましてご賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかにございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第46号 玉城町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第47号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（山口 和宏） 次に、日程第13、議案第47号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第47号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

これから議案第47号、玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることを採決します。

この採決は委員ごとに起立によって行います。

まず、カノウシゲユキ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、カノウシゲユキ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、ニシムラフミオ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、ニシムラフミオ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、コバヤシマサヒロ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、コバヤシマサヒロ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、タケウチマサタケ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、タケウチマサタケ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、ニシオカマサオ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、ニシオカマサオ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、オオニシシゲル氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、オオニシシゲル氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、マエガワカズヒロ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、マエガワカズヒロ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、サタカズヨシ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、サタカズヨシ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、オクヤマアキラ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、オクヤマアキラ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、カミヤマナブ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、カミヤマナブ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、モリタカズオ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立全員です。

したがって、モリタカズオ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することを決定しました。

次に、ムラキケイシ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、ムラキケイシ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、ウエムラマサヒロ氏の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

(多 数 起 立)

○議長 (山口 和宏) 起立多数です。

したがって、ウエムラマサヒロ氏の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第14 議案第48号 玉城町印鑑条例の一部改正についてないし日程第19 議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正について

○議長 (山口 和宏) 次に、日程第14、議案第48号 玉城町印鑑条例の一部改正につい

てないし日程第19、議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第48号 玉城町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、青年被後見人に係る欠格事項等が見直されたことにより、成年被後見人も一定の条件の下、印鑑の登録を受けることができることとするため、並びに関係法令等の字句の修正による規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第49号 町税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は本年4月1日より地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、施行期日が本年6月以降となっているものについて今回ご提案を申し上げます。

主な改正点は個人町民税に係る一人親控除の創設や、新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和する措置として軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予の特例に係る手続の整備、寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例などの規定の整備を行おうとするものでございます。なお、詳細は税務住民課長から説明させていただきます。

次に、議案第50号 玉城町使用料条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は旧金森家別邸玄甲舎茶室亭の入場に対して、障害者への支援を図るため、入場料金の免除を行うものであります。なお、詳細につきましては教育委員会事務局長から説明をさせます。

次に、議案第51号 玉城町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金を支給することについて、三重県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、玉城町においてその申請書の提出を受け付けるための規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第52号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者である被用者に対する傷病手当金の支給及び低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、既定の整備を行うため所要の改正を行うものでございます。なお、

詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は令和元年10月の消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化を令和2年度において完全実施するため、所要の改正を行うものであります。なお、詳細は保健福祉課長から説明をいたさせます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長、田村優君。

○税務住民課長（田村 優） 税務住民課長、田村。

それでは、議案第49号、町税条例の一部改正につきまして補足の説明を申し上げます。

条例改正の趣旨につきまして、議案第49号補足資料新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。なお、地方税法、租税特別措置法などの法律の一部改正等で条項などがずれたことにより町税条例の改正をするものにつきましては、説明を省略をさせていただきます。

それでは、補足資料新旧対照表をごらんください。

まず、22ページでございます。

第24条の改正でございますが、この規定は従来の寡婦、寡夫が見直され、一人親の制度が創設されたことによる所得割の非課税の規定の整備を行ったものでございます。第34条の2の改正は地方税法において一人親控除が創設されたことによる規定の整備でございます。

次に、第36条の2、こちらにつきましては、地方税法の改正によりまして条文整備を行いました。

次、資料23ページ、第74条の3の創設でございますが、今回の地方税法において固定資産税において、登記名義人が死亡し現所有者となった者に対して申告義務を課する規定が創設されたものでございます。

第75条の改正は、固定資産税に係る不申告に関する過料を定めた規定の整備でございます。

次、24ページ、お願いいたします。

第94条の改正ですが、こちらにつきましてはたばこ税の課税免除を定めた規定でございまして、葉巻たばこに係る換算方式の見直しを行ったものでございます。

次、附則第3条の2、次ページの附則第4条につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、条例附則第10条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による固定資産税に係る税制特例で、本年2月から10月までの任意の3か月の売上げが前年の同時期に比べ一定の割合で減少している、厳しい経営環境にある中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとする規定が地方税法により設けられたことによる条文の

整備でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

不測の第10条の2の改正につきましては、平成29年度地方税法改正によりまして、固定資産税の課税標準の特例措置、通称でございますがわがまち特例というものがございまして、その措置でございますが、その対象施設が追加されたことによる条文の整備でございます。

次に、27ページ、附則第15条の2の改正ですが、従来軽自動車税の環境性能割の軽減期間は本年9月30日までとされていましたが、新型コロナウイルス感染症に対する措置といたしまして、これを令和3年3月31日まで延長を行ったものでございます。

次、附則第17条及び第17条の2の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条文の整備でございます。

次、28ページをお願いいたします。

附則第23条の創設でございますが、これにつきましても新型コロナウイルス感染症等の影響に対する措置でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年の同じ月と比べ20%以上減少した場合の納税の猶予する制度が地方税法において設けられたことによる手続に関する条文の整備でございます。

28ページの第2条関係による改正部分で、第19条、次ページの第20条、第23条、第31条の改正につきましては、法改正による条文の整備でございます。

31ページから37ページまでの第48号、第50号、第52号の改正につきましては、法人町民税の規定でございますが、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応を行うための条文の改正となっております。

37ページの第94条の改正につきましては、たばこ税の課税免除を定めた規定でございますが、葉巻たばこに係る換算方式の見直しを行ってございます。

次、38ページでございます。

不測の第3条の2、第10条、第10条の2につきましては、法改正による条ずれにより整備を行ったものでございます。

最後に、附則第24条及び附則第25条の創設につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対する措置といたしまして、附則第24条では寄付金控除の特例が、39ページの附則第25条では住宅借入金等特別税額控除の特例が新たに設けられたものでございます。

最後に、それぞれの施行期日及び経過措置につきましては、改め文条例改正議案書の12ページ以降に附則にて規定してございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長、中西豊君。

○教育委員会事務局長（中西 豊） 教育委員会事務局長、中西。

担当いたします議案第50号 玉城町使用料条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

条例改正議案の17ページから、また条例改正新旧対照表では40ページから41ページをごらんください。

旧金森家別邸玄甲舎茶室庭園史跡は、先の3月議会において施設の利活用を見込んだ使用料を定め、玉城町使用料条例の改正をお認めいただいたところですが、このたび入場料金免除の対象範囲を拡大する意図から、改めて一部改正をお願いするものでございます。

条例第2条に規定する別表のうち、1回につき200円の入場料金を施設使用者及び高校生以下を無料とするから、施設使用者、高校生以下及び障害者手帳を有する者は免除するに改めるものであります。

以上、玉城町使用料条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長、奥野良子君。

○保健福祉課長(奥野 良子) 保健福祉課長、奥野。

それでは、所管いたします2議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第52号 玉城町国民健康保険条例の一部改正につきまして、議案補足資料の条例改正新旧対照表43ページをごらんください。

一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法につきまして、税法の改正に合わせまして、第13条第1項に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に係る第35条の3、第1項を追加するものです。

次に、同じく44ページ、附則におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することを定めるものです。国民健康保険には様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、健康保険と同様に被用者に対する傷病手当金の支給を定め、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、感染拡大を防止するものです。適用期間は令和2年1月から9月の間で、療養のため労務に服することができない期間とし、健康保険と同様に手当の支給期間を最長1年6月までとします。なお、この傷病手当金に係る費用は国の特別調整交付金により全額財政支援が行われます。

続きまして、議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案補足資料、条例改正新旧対照表46ページをごらんください。

介護保険料は消費税による公費を投入して低所得者に対し軽減を行う仕組みが設けられております。令和元年度において、10月の消費税10%への引上げに合わせ、半分の水準で軽減を行いました。令和2年度においては満年度化に伴い、非課税世帯である第1段階保険料を2万8,200円から2万2,560円に、第2段階保険料を4万1,280円から3万

7,560円に、第3段階保険料を5万4,480円から5万2,680円に減額するものです。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

よろしくご審議賜りご承認くださるようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

暫時休憩いたします。ここで休憩を15分取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。開始は11時25分でお願いします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に続き、会議を開きます。

◎日程第20 議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第22 議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山口 和宏） 次に、日程第20、議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第22、議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、予算総額を78億1,100万円とするものであります。その主なものといたしまして、歳入につきましては介護保険低所得者対策に関する所要額として国庫支出金、県支出金を追加及び前年度繰越金を追加計上しています。歳出につきましては、総務費では自治区集会所改修に伴う補助金の増額、地方創生、いわゆる地域力の創造、地方の再生の項目にある地域おこし企業人、集落支援員に係る事業経費の新規計上、民生費では介護保険低所得者保険料軽減に関する繰出金を増額計上しております。農林水産費では、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した公共施設木質化工事請負費の教育費への組替え及び増額、また教育費では度会郡指導主事共同設置負担金の増額、小中学校施設の工事請負費の増加、社会教育施設及び文化財に係る経費の増額計上をしております。なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第55号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ563万7,000円を追加し、予算総額を15億2,062万5,000円とするものであります。今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、財政調整基金からの取崩し財源等を活用して保険料率の維持が図れるよう調整を行うとともに、傷病手当金を新規計上いたしました。なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出をそれぞれ15億185万5,000円とするものであります。消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う軽減強化の完全実施による第1号被保険者保険料の減額と、一般会計からの繰入金を増額を行うものであります。また、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、地域支援事業費の組替えを行っております。なお、詳細は保健福祉課長から説明をいたさせます。

以上、何とぞよろしくお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 副町長、田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 副町長、田間。

議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

予算書1ページのほうをお願いいたします。

第1条において歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、予算総額を78億1,100万円とするものでございます。

歳入のほうから説明をいたします。

9ページのほうをお願いをいたします。

16款、17款、民生費国庫及び県負担金とも介護保険低所得者保険料軽減に伴う負担金で、国、県それぞれ182万8,000円及び91万4,000円を計上をいたしております。

20款繰入金では、公共施設木質化工事に係るみえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金64万7,000円を計上、次に21款前年度繰越金4,441万1,000円を追加。現計予算額を7,441万1,000円とし、今回の主な補正財源といたしているところでございます。

10ページのほうをお願いをいたします。

22款諸収入については、消防団員退職報償金に係る受入金20万円を計上、歳出にて同額を計上をいたしております。

次に、歳出の主なものの説明をいたします。

11ページのほうをお願いします。

2款総務費1項9目諸費では自治区要望、中角区により区集会所を改修するための補助金74万4,000円を増額。10目地方創生推進費では、農業集落活性化のため集落支援員制度を活用し、会計年度任用職員として雇用する人件費、1節報酬148万3,000円、4節共済費21万7,000円、また地域おこし協力隊の企業版で地域おこし企業人派遣負担金、

2人の半年分を18節負担金補助及び交付金にて560万円、12節委託料で発案事業委託料100万円などを新規に計上。これらの経費につきましては、特別交付税措置がなされるところでございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、27節においては、介護保険低所得者保険料軽減に伴う介護保険事業特別会計への繰出金365万6,000円。

次に、12ページ。

1目児童福祉総務費では、12節保育所に係る清掃等管理委託料37万6,000円、2目児童福祉施設費では、10節有田保育所の給食室配水管修繕料37万4,000円を増額計上をいたしております。

次に、6款2項1目林業振興費、14節における公共施設木質化工事請負費295万円の減額につきましては、10款教育費、小学校費への予算組替えであり、次の教育費で説明をいたします。

13ページのほうをお願いをいたします。

10款教育費、1項2目事務局費では、退職手当に係る度会郡指導主事共同設置負担金の増額、2項小学校費、1目学校管理費では、先の林業振興費からの組替えで田丸小学校パソコン教室、床の県産材木質化工事費359万7,000円増額計上。

次に、14ページ。

17節では、田丸小学校の液晶テレビ故障の更新購入費、30万1,000円。3項中学校費、1目学校管理費14節では、陸上ウレタン走路の整備に伴う運動場整備工事請負費750万円を新規計上いたしております。また、同款4項1目社会教育費15節では、各施設における修繕のための原材料費50万円、3目文化財費12節では6月1日にオープンいたしました玄甲舎に係る跡標柱設置委託料46万2,000円、14節防犯カメラ設置工事請負費77万円。次の15ページで、専用掲示板と備品購入費84万5,000円を新規に計上をいたしております。

続いて、15ページ中段、11款2項1目農業用施設災害復旧費は、昨年10月の台風19号により被災した原地区の農道城西農93号線のり面修繕の追加工事分といたしまして303万1,000円の増額。13款2項1目県支出金返納金は、昨年度実施いたしましたプレミアム付商品券事業の過年度清算金100万4,000円を新規に計上いたしております。

最後に、14款予備費は、1号補正新型コロナウイルス感染症対策第1弾の財源組替え相当分、また予算額調整のため883万9,000円を計上をいたしております。

以上、簡単ではございますが補足説明といたします。

よろしくご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長、奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長、奥野。

それでは、所管いたします2議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第55号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて。

今回の補正予算は傷病手当金の創設と今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものです。保険料算定の基礎となる被保険者数は前年より減少しております。しかしながら、医療費は年々増加というような状況で、国保の財政は引き続き厳しい状況でございます。また、新型コロナウイルス感染症対策の影響から、被保険者の収入の減少が予想されます。このような状況の中、保険料負担を抑えるため、財政調整基金を取崩し調整を行いました。

予算書に沿って説明させていただきます。

7ページ、歳入をごらんください。

1款国民健康保険料は、本算定により限度額の引上げは行ったものの保険料率の変更は行わず、5,923万5,000円を減額し、総額2億6,146万3,000円といたしました。

6款繰入金2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金を7,500万円計上し、保険料減額の補正財源としております。

7款前年度繰越金を1,012万8,000円減額し、1,987万2,000円といたしました。

8ページ、歳出をごらんください。

2款保険給付費に6項傷病手当金を創設し、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金100万円を新規計上いたしました。3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分及び9ページの3項介護納付金分については、令和2年度納付額の確定により補正を行いました。

8款予備費に561万3,000円を増額し、調整をしております。

10ページ以降に付表を添付し保険料率等を掲載しておりますので、後刻ご高覧ください。

なお、国民健康保険運営協議会のご承認をいただいておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の増減をなしとし、組替え補正を行っております。

予算書に沿って説明をさせていただきます。

7ページ、歳入をごらんください。

令和元年10月の消費税10%への引上げに係る軽減の満年度化により、1款保険料、1項介護保険料、目1第1号被保険者保険料において365万6,000円を減額し、6款繰入金、1項一般会計繰入金、目1低所得者保険料軽減繰入金に同額を増額し、組替え補正を行っております。軽減の対象となる非課税世帯の被保険者数は1,016人と見込んでおります。

8ページ、歳出をごらんください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、目2認定調査等費において、会計年度任用職員である調査員の減員に伴い、町内居宅介護支援事業所へ訪問調査を委託するため84万

7,000円を組替え、3款地域支援事業においては新型コロナウイルス感染症対策により実施できない介護予防講座等の代替事業として、一般介護予防事業の参加者や要支援認定者、75歳以上の高齢者世帯に向け感染症予防や家庭でできる体操、相談窓口の案内等を情報提供するため、予算の組替えを行いました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。

よろしくご審議賜りご承認くださるようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案説明は終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） よろしいですか。質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了します。

暫時休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）

（午前11時42分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

本日質疑を終了しました議案第48号 玉城町印鑑条例の一部改正についてないし議案第53号 玉城町介護保険条例の一部改正については、会議規則第39条第3項の規定により及び令和2年5月8日開催の議会運営委員会で決定により、委員会付託を省略したいと思えます。なお、議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に審査付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 令和2年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし議案第56号 令和2年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の各議案につきましては議案付託表のとおり予算決算常任委員会に審査付託することに決定しました。

お諮りします。

議案精査のため、6月16日から17日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、6月16日から17日までの2日間、休会とすることに決定しました。

来る6月18日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時45分 散会)